

池 田 市 保 健 福 祉 総 合 セ ン タ ー

指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

池 田 市

1 目的

市民の相互の交流及び自主的な活動の場並びに市民の健康増進及び保健サービスの拠点とするとともに、福祉サービス及び子育て支援の推進に資することを目的とする池田市保健福祉総合センターについて、効率的な管理運営を目的に、地方自治法第244条の2第3項及び池田市保健福祉総合センター条例第4条の規定により、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

2 指定管理者の指定

選定委員会において応募者から提出された書類の審査等を行い、指定管理者選定・評価委員会において指定管理者の候補者を選定し、市議会の議決を経て指定管理者の指定を行います。

3 対象施設の概要

(1) 施設の名称	池田市保健福祉総合センター
(2) 供用開始	平成21年4月
(3) 施設の所在地	池田市城南3丁目1番40号
(4) 施設の概要	
① 構造	RC造、一部S造（地上4階）
② 面積	敷地面積 4,207.88㎡ 建築面積 2,086.22㎡
③ 施設の内容	1階 社会福祉協議会 駐車場 他 2階 こども家庭課事務室、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、子育て支援センター、キッズコーナー、会議室、研修室、談話コーナー、管理事務室 他 3階 健康教育室、調理実習室、計測室、診察室、歯科室、研修室、会議室、相談室、多目的室 他 4階 多目的室、作業室、会議室（大会議室、会議室1～3、講習会室）、ふれあいコーナー 他
④ 平面図	（別紙1）

4 管理運営の条件

池田市保健福祉総合センターの指定管理者の指定申請を行うことができる者は、その管理運営を公平で安定かつ継続して効果的、効率的に実施できる法人その他の団体とします。

詳細は、「池田市保健福祉総合センター指定管理者業務仕様書」（別紙２）及び「池田市保健福祉総合センター管理協定書」（別紙３）を参照してください。

5 指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間

6 指定管理料

（１）指定管理料の設定

「池田市保健福祉総合センター指定管理者業務仕様書」（別紙２）を参考に算定してください。

指定管理料の基準価格は５３，０００，０００円（税込）とします。５年間の提案額の合計を５で除したものと基準価格を比較し評価します。なお、基準価格を超える場合は失格とします。

（２）指定管理料の決定

事業計画書において提示のあった金額に基づき、予算を執行する年度毎に予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ、協定書の中に明記します。

（３）指定管理料の変更

- ①各年度終了時において指定管理料に過不足が生じても、精算はせず年度協定で決定した額は変更しません。ただし、指定管理業務が当初の計画通りに実施されない場合は、指定管理料を減額することがあります。
- ②指定期間途中に、施設の増設、更新がなされる等、当初の業務内容に変更が生じる場合については、その都度、市と指定管理者が協議のうえ、指定管理料を設定することとします。

7 応募資格及び応募条件

- （１）池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第４条に定める指定管理者の資格に抵触しないこと。

同条例第4条抜粋

(指定管理者の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者

(2) 第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない団体

(3) 役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 指定管理者が第13条の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に役員等であった者でその取消しの日から3年を経過しないもの

ウ 心身の故障により管理の業務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

エ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(2) 誓約書（池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び池田市暴力団の排除に関する条例第12条に基づく様式）が提出されていること。

8 指定管理開始までのスケジュール

公募にかかるスケジュール（予定）は以下の通りとする。

実施時期	実施事項
令和8年8月12日（水）～9月15日（火）	申請書等配布期間
令和8年8月12日（水）～8月25日（火）	質疑受付期間
令和8年8月19日（水）	現地見学会
令和8年9月1日（火）	質疑回答期日
令和8年8月20日（木）～9月15日（火）	公募（申請受付）期間
令和8年9月下旬～令和8年10月上旬	審査期間
令和8年10月中旬	選定結果の公表及び通知
令和8年12月	池田市議会における議決
令和9年1月	指定管理者の指定

9 申請の手続き

(1) 募集要項の配布

配布期間：令和8年8月12日（水）から9月15日（火）まで

配布時間：午前9時00分から午後5時00分まで

※土曜日・日曜日・祝日（池田市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日）を除く。

配布場所：健康福祉部 高齢・福祉総務課（池田市城南1丁目1番1号
池田市役所2階5番窓口）にて配布するほか、池田市ホームページに掲載します。

(2) 申請書の提出

提出部数：正本1部、副本6部

提出期間：令和8年8月20日（木）から9月15日（火）まで

提出時間：午前9時00分～午後5時00分

※土曜日・日曜日・祝日（池田市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日）を除く。

提出場所：健康福祉部 高齢・福祉総務課（池田市城南1丁目1番1号
池田市役所2階5番窓口）

提出方法：持参または郵送（提出期間内必着）のいずれかで提出してください。

※郵送で提出する場合は、簡易書留で郵送してください。

10 申請関係書類

(1) 池田市保健福祉総合センター指定管理者指定申請書（別紙4）

(2) 当該施設の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書（別紙5）

(3) 法人の定款、寄附行為、規約（法人以外の団体は、これに準ずる書類）

(4) 法人の登記事項証明書（法人以外の団体は、これに準ずる書類）

(5) 法人の役員名簿（法人以外の団体は、これに該当する者）

(6) 令和8年度における当該法人等の事業計画書及び予算書（法人以外の団体は、これらに相当する書類）

(7) 法人等（令和8年度に設立された法人等を除く。）の令和7年度における次の書類

ア 事業報告書

イ 損益計算書又は決算書

ウ 貸借対照表（法人以外の団体は、これに相当する書類）

(8) 令和7年度における財産目録

- (9) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等（別紙6）
- (10) 誓約書（別紙7）
- (11) 過去3年分の法人税、消費税、地方消費税及び源泉徴収税並びに都道府県民税及び市町村民税（法人以外の団体にあつては、代表者に係る所得税並びに都道府県民税及び市町村民税）を滞納していないことを証する書類（非課税の場合にあつては、非課税であることを証する書類）（別紙8）

11 現地見学会の実施

現地見学会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、現地見学会参加申込書（別紙9）に記入のうえ、8月14日（金）午後5時までにFAX又は電子メールで提出してください。

また、本要項及び本業務仕様書の内容に関する質問は、原則として受け付けません。質問がある場合は、下記「12 質問事項の受付」に基づき提出してください。

（FAX：072-752-1147 E-Mail：fukushi@city.ikeda.osaka.jp）

開催日時：令和8年8月19日（水）午前10時から正午まで

集合場所：池田市保健福祉総合センター

※見学会当日、資料は配布しません。見学会に参加する方は、募集要項、業務仕様書等を池田市ホームページより事前に準備してください。

12 質問事項の受付

募集要項、業務仕様書等の内容に関する質問は、指定管理者募集に関する質問書（別紙10）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。（口頭、電話での質問は受け付けません。）

（FAX：072-752-1147 E-Mail：fukushi@city.ikeda.osaka.jp）

受付期間：令和8年8月12日（水）から8月25日（火）まで

回答方法：質問に対する回答は、令和8年9月1日（火）までに市ホームページで公表します。

13 選定方法及び選定会議

（1）選定方法

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条に定める選定

に係る委員会を設置し、応募団体のプレゼンテーションにより審査選定し、候補者の選定は選定委員会の審議に基づき市長が行います。

プレゼンテーションは1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

審査基準は、「指定管理者の候補者の選定に係る審査基準」（別紙11）のとおりとします。なお、選定委員会の日程は後日連絡します。

（2）選定会議

選定・評価委員会は5名以上の委員で組織され、手続きの公平性、透明性を担保するため、定数の半分以上を学識経験者等外部委員で構成するものとします。

14 協定の締結

（1）協定締結の方法

池田市と指定管理者は、令和9年4月1日付、書面により協定を締結します。

（2）協定の主な内容

「池田市保健福祉総合センター管理協定書」（別紙3）のとおりとします。

15 指定管理者の履行責任

（1）リスク負担

指定管理者と市の事業リスクと費用負担は、原則として、リスク分担表（別紙12）のとおりとする。ただしこの表で定める事項で疑義が生じた場合又は表に定めのないリスクが生じた場合は、協議の上、リスク負担者を決定するものとする。

（2）損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により管理する当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を池田市に賠償しなければならない。

（3）第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が池田市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

（4）保険への加入

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、（2）、（3）の賠償責任

を果たすため、市が加入する「全国市長会 市民総合賠償補償保険」の対象外であるものに関しては、適切な範囲で保険等に参加するものとする。

(5) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了までに、次期指定管理者が円滑かつ支障無く本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

なお、業務の引継ぎに係る費用は、指定管理者の負担とする。(事業期間前の準備費用も含む。)

(6) 感染症等への対応

指定管理者は、施設利用者や職員の感染予防対策、利用者への安全対策など必要に応じた対策を講じること。

16 その他

(1) 費用負担

申請経費は申請者の負担とします。

(2) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(別紙13)を提出してください。

(4) 情報公開

提出された申請書・添付書類等は、池田市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。また、指定管理者に指定された場合は、事業計画書を公表します。

17 問合せ

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
池田市 健康福祉部 高齢・福祉総務課
TEL : 072-752-1111 (代表) 内線 541 / 072-754-6250 (直通)
FAX : 072-752-1147
Email : fukushi@city.ikeda.osaka.jp